

<別表 1>

区分	事業名	補助事業者	補助対象経費
(1) スポーツの振興に関する事業	国民スポーツ大会関東ブロック大会開催負担金補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	国民スポーツ大会関東ブロック大会実施要項で定められた負担金
	国民スポーツ大会輸送費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	国民スポーツ大会・国民スポーツ大会関東ブロック大会における馬術・セーリング・ローイング・陸上競技の物品等の輸送にかかる輸送費
	国民スポーツ大会入場行進飾花等作成費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	国民スポーツ大会開会式入場行進における飾花等作成に係る消耗品費
(2) 競技力向上に関する事業	競技力向上対策費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会 ・公益財団法人群馬県スポーツ協会加盟競技団体・学校体育団体 ・その他、知事が認めた団体	事業に係る経費として、以下のとおりとする。 ・別途「競技力向上対策事業補助金使途基準額表」に定める経費 ・その他の経費については、別途協議する。
(3) スポーツ団体運営費助成に関する事業	スポーツ団体運営費・活動育成費補助	・群馬県スポーツ推進委員協議会 ・その他、知事が認めた団体	運営に係る経費として、以下のとおりとする。 ・賃金、報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金 ・その他の経費については、別途協議する。
	群馬県スポーツ協会運営費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	運営に係る経費として、以下のとおりとする。 ・人件費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 ・その他の経費については、別途協議する。
(4) スポーツ大会開催・派遣に関する事業	スポーツ大会等開催費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会 ・公益財団法人群馬県スポーツ協会加盟競技団体・学校体育団体 ・その他、知事が認めた団体	開催に係る経費として、以下のとおりとする。 ・諸謝金及び賃金、旅費、褒賞費、食糧費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金 ・その他の経費については、別途協議する。
	国民スポーツ大会派遣費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	選手・監督の派遣に係る経費として、以下のとおりとする。 ・旅費、衣服代 役員・総務の派遣に係る経費として、以下のとおりとする。 ・旅費
	国民スポーツ大会関東ブロック大会派遣費補助	・公益財団法人群馬県スポーツ協会	選手・監督の派遣に係る経費として、以下のとおりとする。 ・旅費
(5) その他、知事が特に必要と認める事業		・知事が認めた団体	・経費については、別途協議する。